

平成28年度 第20回 役員会議事要旨

日 時 平成29年2月8日（水） 10時28分～12時03分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，後藤理事，吉田理事

欠席者 門出理事，和田理事

陪席者 佐々木監事，北村監事，松前総合情報基盤センター長

1 協議事項

(1) 佐賀大学情報セキュリティ対策基本計画（案）について

学長から，本件について，各国立大学等において発生している情報セキュリティインシデントを最小限に止めるための対策として，佐賀大学における情報セキュリティ対策基本計画（案）を作成するものである旨の説明があった。

次いで，松前総合情報基盤センター長から，文部科学省からインシデント発生の防止並びにインシデント発生時の影響範囲を最小限に止めるための対策として，法人全体で取り組むことを明確にすることが求められていることから，情報企画委員会の下に「情報セキュリティ対策基本計画検討専門部会」を設置し，本学における平成30年度までの3年間の「情報セキュリティ対策基本計画（案）」を策定したものであり，平成28年度は，情報セキュリティインシデント発生時の対応手順の作成及び標的型攻撃メールの訓練を実施すること，平成29年度以降においては，自己点検や監査を踏まえて計画の見直しを行うとともに，平成30年度に基本計画の後期計画策定を行う旨の説明があり，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学情報統括室設置規則の廃止について

学長から，本件について，情報基盤の充実及び情報環境の整備等を目的として設置された情報統括室が不要となったことから，設置規則を廃止するものである旨の説明があった。

次いで，松前総合情報基盤センター長から，情報統括室は平成19年に設置されたものであるが，平成22年に本学の情報戦略の基本方針に基づき，「情報戦略本部」及び「情報企画委員会」が設置されたことから，情報統括室の機能が実質上不要となったため，同室設置規則を廃止

する旨の説明があり，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

2 報告事項

- (1) 平成29年度マイクロソフト包括ライセンス契約更新について
松前総合情報基盤センター長から，マイクロソフト包括ライセンス契約更新の方針に基づき，平成29年（平成29年10月～平成30年9月）の契約更新を実施する旨の報告があった。また，契約内容について，個別購入した場合の約半分の金額であり，学生が無料でOffice365をダウンロード可能な特典オプションが付いている旨の説明があった。

3 審議事項

- (1) 理工系人材育成機能を強化するための教員配置計画について
学長から，本件について，理工系人材育成機能を強化するための教員配置計画の策定にあたっての考え方について審議するものである旨の説明があった。
次いで，企画評価課長から，本学では，理工系人材育成機能を強化するために，教育組織である理工学部，農学部，医学系研究科（修士課程），工学系研究科（博士前期課程），農学研究科（修士課程）の再編を構想中であり，教員の配置計画については，平成29年度中に策定するとしているが，再編する学部等は，手続き上，平成29年3月までに教員の配置計画をまとめ，設置計画書を文部科学省へ申請する必要があることから，教育組織（理工学部，農学部，医学系研究科（修士課程），工学系研究科（博士前期課程），農学研究科（修士課程））の再編に伴う教員の配置については，「再編構想の内容を踏まえ，理工学部，農学部，大学院それぞれに専門性に配慮して配置。」「学部，大学院ともに必要専任教員数を確保。必要に応じた兼任教員及び兼任教員を配置。」に留意して策定する旨の説明があり，審議の結果了承された。
- (2) その他
特になし。

4 協議事項（続き）

- (3) 佐賀大学教員組織編制基本設計（案）について
学長から，本件について，平成30年4月の教員組織と教育組織の分離に向けた教員組織編制の基本設計（案）について協議するものである旨の説明があった。
次いで，後藤理事から，本基本設計（案）について，教員組織（講

座)を廃止して、新たな教員組織として教育研究院を設置し、原則、全ての教育職員は、教育研究院の学域、学系に所属するという設計としている旨の説明があった。加えて、滝澤理事から、教育研究院に教育企画戦略室及び総合研究戦略室を置き、企画立案を行うこと、教育研究院にて教員候補者の選考など教員人事を一元的に行い、適切に教育研究組織に配置すること、配置する専任教員は、関係法令の基準を充たすことはもとより、専門性にも配慮する等の設計にしている旨の説明があった。

委員から、教育研究院と教育組織の関係について質問があり、滝澤理事から、教員は各学系に所属し、各教育組織に配置される。また、教育組織は学位を出すことに特化し、当面は学部長が学系長を兼ね、新しく学域長ができる旨の説明があり、協議の結果了承された。なお、本件は、2月の教育研究評議会にて意見を伺い、3月の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (4) 佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規程の一部改正について
学長から、本件について、学校教育学研究科及び地域デザイン研究科の新設に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、滝澤理事から、学校教育学研究科では学位論文がないため、実践教育報告書で評価すること、別表(I～V)を削除し、選考方法等は、各研究科が別に定めなければならないとすること、併せて、返還免除候補者の選考は、「佐賀大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会の議を経て、学長が行う。」とする旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (5) 施設名称の変更について

学長から、本件について、本庄キャンパスにある産学・地域連携機構棟、理工学部倉庫、全学共通多目的実験室及び先端研究・教育施設の名称を変更し、また有田窯業大学校について、佐賀大学の教育研究施設として新たに施設名称を設定するものである旨の説明があった。

次いで、環境施設部長から、産学・地域連携機構棟をイノベーション・ラボに、理工学部倉庫を地域共生ラボⅠに、全学共通多目的実験室を地域共生ラボⅡに、先端研究・教育施設を芳尾記念ラボに、有田窯業大学校を1号館及び2号館に変更する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (6) 学校教育法施行規則の改正に伴う佐賀大学大学院学則の一部改正について

学長から、本件について、大学院学則の入学資格に学校教育法施行規則に加えられた資格を追加するものである旨の説明があった。

次いで、入試課長から、「大学院の入学資格について、外国の学校教育における16年の課程の修了という原則は維持しつつ、一定の要件を

満たした場合には，外国の学校教育における16年に満たない課程（医学等においては18年に満たない課程）を修了した者に対し，大学院の入学資格を付与する」とする改正について，大学院学則に加える旨の説明があり，協議の結果了承され，教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (7) その他
特になし。

5 報告事項（続き）

- (2) 平成29年度佐賀大学一般入試志願者数について

入試課長から，平成29年度佐賀大学一般入試（前期日程及び後期日程）志願者数・志願倍率，九州内国立大・一般入試出願者数推移，福岡県内国公立大・日程別出願者数対前年比較及びセンター試験の九州内県別平均点について報告があった。

学長から，志願者数の確保について発言があり，それに引き続き，意見交換を行った。

- (3) その他
特になし。

6 その他

特になし。

以上